

記入例

令和6年能登半島地震被災者に対する水道料金の減額申込書

申込日 令和6年 2月 15日

(宛先) さいたま市水道事業管理者

さいたま市給水条例第40条第1項に規定する水道料金の減額を受けたいので、令和6年能登半島地震被災者

誓約事項をご確認いただき、申込者欄をご記入のうえ、罹災証明書等を添付し、各水道営業所等に持参又は郵送にてお申込みください。

以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、次の誓約事項にない限り、期間内は継続的に減額を希望します。
認に必要な範囲において、被災状況に関して関係機関に照会し、

2. 減額制度が廃止される場合は、減額の終了に関して一切の異議を申立てしないものとします。

申 込 者	住所	さいたま市 南区〇〇 1-2-3 〇〇マンション101		
	被災された住所	石川県〇〇町〇〇111		
	フリガナ	スドウ タロウ		
	氏名	水道 太郎		使用者番号は 未記入でも可です
	電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
	使用者番号			
	申込区分	新規申込み	減額事由変更	市内転居
市内転居の場合は使用者番号又は前住所を以下にご記入ください。 前住所の使用者番号 前住所				

注意事項

1 申込者と水道使用者(給水契約者)が異なる場合は、水道料金の減額はされません。ただし、さいたま市給水条例第3条第2号に規定する「共同住宅用」の給水装置を設置している物件にお住まいの場合は、

給水条例に基づく「共同住宅用」扱いの物件にお住まいの方は、水道料金等を管理している大家、管理会社等に記入(ゴム印可)してもらってください。 ※減額を受ける方が水道使用者の場合は、記入は不要です。

水道料金を取り扱う大家、管理会社、意を得て、下欄に記名をしてもら
時期をお知らせするための文書を

2 水道と下水道が同一敷地内にある方の場合、水道料金の減額を申し込めば下水道使用料も同時に減額されます。

水道料金の減額等、下水道料金の減額も同様です。

大家、管理会社、 管理組合等、料金 取扱者の同意	住所	さいたま市 浦和区 常盤〇-〇-〇	
	氏名又は会社名	埼玉〇〇不動産株式会社	
	連絡先電話番号	048-〇〇〇-xxxx	(担当者) 埼玉

以下さいたま市使用欄

受付第 号

さいたま市記入欄

		認定期日	
--	--	------	--